

小平市議会では、20年前までは請願だけでなく陳情も審議されていました。請願では紹介議員が必要ですが、陳情であれば、市議会議員の紹介が無くても提出することができます。引っ越してきたばかりだったり、未成年者だったりして市議会議員に知り合いがいないという人も多いと思います。身近に抱えている問題を当事者が直接市議会に提案し、問題解決を求められる陳情は、市民の大切な手段です。

今から28年前に中野区から引っ越してきた私は、議会に知り合いもほとんどいなくて、陳情を出すことで市議会に様々な提案をしました。今では委員会の傍聴者が請願書や資料を閲覧できるのは当たり前のことですが、これも2001年6月に小平・環境の会として出した陳情が採択された成果です。

2000年に小平市議会に陳情を審議しないという議員提案が出されたとき、議会事務局に質問に行ったところ、「他市でも同様の動きがあり、今後陳情は審議されなくなっていくだろう」と言われ、当時子育てに忙しかった私は、「他市でも同様の動きがあるのなら仕方ないか」と、調べもせずに納得してしまいました。

しかし昨年、たまたま国立市の市議と話していた時に国立市で審議された陳情の話が出て、「国立市では陳情を審議しているの？」と私が質問すると、「あたりまえでしょう。小平市では陳情を審議していないの？」と、逆に驚かされてしまいました。

そこで、他市の状況も調べてみたところ、昨年度以降、陳情を審議していないのは多摩26市中、小平市を含め八王子市、日野市、町田市、東久留米市の5市の市議会のみで、21市では陳情が審議されている実態がありました。市民の方々の要望や意見を市議会に反映させるためにも、どうか陳情を審議して頂けるよう、市議会に求めます。

また、陳情の審査基準についてですが、狛江市のように全く審査基準を決めずにすべて受け入れている市や、国立市や国分寺市のように市独自の審査基準を設けている所もあります。小平市では審査基準が必要なのか、必要だとすればどのような基準が適当なのか、各市の状況を調べて頂き、慎重に決めて頂ければと思います。

陳情の趣旨説明については請願同様にして頂きたいと考えます。陳情者の意向が直接議員の皆さんに伝わることは大切ですし、議論を深める上でも、当事者である陳情者の趣旨説明は必要であると思います。

他市の状況を調べてみると、例えば国立市では、請願者・陳情者が希望すれば、小平市の請願者と同様おおむね5分以内の趣旨説明ができ、委員から質疑がある場合は、委員長の指示により請願者・陳情者が答弁できます。小金井市は、代表者かこれに代わる人が希望すれば、委員会の前に委員会協議会を開催し、1回に限り15分以内の発言が認められています。青梅市、調布市、東久留米市、府中市、三鷹市、狛江市、多摩市などでも、陳情者発言は認められており、あきる野市、清瀬市、立川市、武蔵野市は休憩中ですが、やはり陳情者発言は認められていますし、委員からの質疑に答えている所もあります。

付託された委員会での議論を深めるために、請願と同様に当事者である陳情者の趣旨説明や委員からの質疑に答弁することも認めて下さい。宜しくお願い致します。